

募集要項・勤務条件等

勤務地	三重県身体障害者総合福祉センター（三重県津市一身田大古曽 670 番地 2）又は 三重県いなば園（三重県津市稲葉町 3989 番地）のうちいずれかで勤務
職務内容	障がい者（児）支援員：障がい者（障がい児）の支援業務 ※変則勤務あり
採用予定日 募集人数	令和 9 年 4 月 1 日※令和 8 年度内採用もあり 障がい者（児）支援員 若干名
給与	例：大学卒初任給 194,500 円 + 手当別途支給 昇給年 1 回 ※基本給は経験に応じて加算されます。
賞与	年 2 回（年間 4.45 ヶ月 + 人事考課）
手当	福祉手当（16,000 円 / 月）特定処遇改善手当（10,000 円 / 月）※国の制度により変動あり 資格手当（10,000 円 / 月）※社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士・公認心理師 夜間勤務手当（8,000 円 / 回）、通勤手当、扶養手当、住宅手当、時間外勤務手当 等
勤務時間	例：日勤 8：30～17：15 / 夜勤 16：15～翌 9：45 他
休日	4 週 8 休 + 祝日数（令和 7 年度実績：年間 123 日）+ 夏季休暇（年 5 日） 年次有給休暇（年 20 日付与）、婚姻休暇、出産育児休暇、慶弔休暇、ボランティア休暇 等
他	社会保険、福利厚生、退職金制度あり

働き方データ

平均勤続勤務年数

11 年 (2025 年度)



平均有給休暇取得日数

11 日 (2025 年)



月平均所定外労働時間

3 時間 (2025 年)



育児休暇取得者数 (男女別)



取得者	男性	女性	合計
2025	4 名	3 名	7 名
2024	3 名	4 名	7 名
2023	3 名	3 名	6 名

資格取得者数 (2025 年度)

社福…35 名 介護…76 名
精神…6 名
心理…6 名

入職後取得された方も
たくさんいます。



育児休業取得職員の声をご紹介します



生活支援員として 14 年目となりました。令和 5 年に 6 ヶ月間育休を取得しました。予定日の半月ほど前から、突然出産が始まって良いように、自分が抜けても大丈夫なシフトを組んでもらえ、非常に助かりました。制度についての説明も丁寧にしてもらえて安心して取得したことを覚えています。

育休を取得する前は、初めての子育てだったこともあり、全くイメージが持てておらず、正直「仕事が休める！」位の軽い気持ちでした。ただ実際の子育てが始まると、数時間おきのミルク、オムツ交換、寝かしつけなど、子育てが始まる前にはイメージできていなかった細々したことがたくさんあり、生活は一変しました。もし育休を取らなければ、これらを仕事から帰ってきて毎日して、また次の日には仕事に行くなんて、両立していける自信がありません。

復帰後は育休取得前と同じ部署と予め話があり、仕事内容にも全く心配なく戻ることができました。それでも仕事の手順や細かな点など忘れていたことも多々ありましたが、周りの職員の方のサポートもあり、無理なく仕事に戻ることができました。

○気づき

現在、1 人目の子供は 3 歳になります。あんなに何もできなかった赤ちゃんが、日々新しい言葉を覚え、できることが増え、いつの間にか赤ちゃんとは呼べない程成長しました。

令和 7 年の 1 月には 2 人目も産まれ、再び 6 ヶ月間の育休を取得しました。一人目の時とは違い、目の前の赤ちゃんだけを見ていればよいと言うわけにはいかず、前回とはまた違う 6 ヶ月となりました。入職後、結婚し家族が増え、大きく生活スタイルも変わりました。子の看護休暇などの働きやすい制度も増え、不規則な勤務ですがゆっくりと家族と関わることができ、充実した日を過ごしています。

【大西 潤】

社会福祉法人
三重県厚生事業団

令和 9 年度採用

職員募集案内



社会福祉法人 三重県厚生事業団

お問い合わせ TEL 059-233-4789

〒514-0113
三重県津市一身田大古曽 670 番地 2
<https://www.mie-reha.jp/>

三重県厚生事業団 HP▶



2026.1



ごあいさつ



事務局長
鈴木 真

三重県厚生事業団は、昭和 48 年に設立され、50 年にわたり県民福祉の向上に努めてまいりました。
この理念を胸に、一緒に歩んでいきましょう。お待ちしております。

基本理念

一人ひとりの意向を尊重し、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、その支援に向けた良質で多様なサービスを提供するとともに、県民の高い信頼を得る中で、全ての人々が障がいの有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に貢献します。

各事業所での活動の様子

知的障がい・身体障がいのある方の支援には、多様な専門性が必要です。
その中で、あなたの知識や技術・特技・行動力などが求められています。



三重県いなば園

三重県いなば園では、3 棟の障害者支援施設と 1 棟の障害児入所施設に加え、生活介護、短期入所、グループホーム、就労継続支援、相談支援事業所などを運営しており、知的

障がいのある方へのサービスを総合的に提供しています。



三重県身体障害者総合福祉センター

三重県身体障害者総合福祉センターでは、機能訓練や生活訓練などの自立訓練や、就労移行支援、生活介護、施設入所支援、短期入所などのサービスを提供しています。

その他、障がい者スポーツ推進事業では、

三重県障がい者スポーツ大会や障がい者スポーツ教室の開催、パラスポーツ指導員の養成なども行っており、身体障がいのある方へのサービスを総合的に提供しています。



新入職員へのサポート体制は？

充実した研修とサポート体制で安心して働いていただけます。

研修で サポート 01	新入職員研修	採用後 6 か月研修	さまざまな課題別研修
	- 法人理念 - 組織の理解 - 制度の理解 - 支援の基礎知識 - 接遇マナー研修 等	6 か月間の振返り - 意見交換 - 個別支援計画の理解 - 記録の書き方 - より高度な支援実践に向けて 等	- 救急救命講習 - 権利擁護、虐待等防止 - 人権研修 - 事例検討、支援研究 - 個人情報保護、情報セキュリティ - 防災研修（BCP 訓練・防災教育） - 感染症及び食中毒予防研修 等
現場で サポート 02	中堅職員 (プリセプター)	新入職員教育担当者として、採用後 3 年～5 年目程度の職員が担当するので、新入職員の気持ちを理解・共感することができます。また、新入職員をサポートすることで、自分自身の成長にも繋がることが期待されています。	
	新入職員 (プリセプティ)	先輩職員がマンツーマンで教えてくれるので、福祉職の経験がなくても安心して仕事に取り組みます。 新入職員教育担当者には、どんなことで困っているのか、どんなことで悩んでいるのかを気軽に相談できます。	

職員に求める「理想の人材像」を掲げて、職員の育成に取り組んでいます。

理想の人材像

(三重県厚生事業団 人材育成ビジョンより抜粋)

- | | | |
|--|---|---|
| ① 基本理念の実現に向けて常に自己研鑽し、高い専門性を発揮して、より良い利用者支援に取り組むことが出来る職員 | ② 福祉施設で働く職員としての高い倫理観と価値観を追求し、豊かな人間性を持って、利用者に寄り添った支援の出来る職員 | ③ 優れた経営感覚を活かして、業務・経営等の改善に積極的に取り組み、より質の高いサービスの提供に繋げることが出来る職員 |
| 高い専門性を発揮する
力を持つ職員 | 高い倫理観と
価値観を持つ職員 | 優れた経営感覚を
持つ職員 |

先輩職員の声を紹介します



私が三重県厚生事業団に入社して早 3 年が過ぎました。
現在は一般職ですが、入社当初は専門員として働かせていただいております。他業種からの転職ということもあり、障がいに関する知識が乏しく、不安を抱えてのスタートでした。しかし、新人研修やプリセプター制度を通して、少しずつ障がいについて学ぶことができました。

また、頼りになる先輩方からのアドバイスもあり、今では充実した職場生活を送らせていただいております。もちろん、今でも支援において疑問や不安を感じることはあります。それでも、チームが一丸となって協力し、支援に取り組むことで安心して業務に向き合えています。

今後も利用者様一人ひとりの声に耳を傾け、ご本人様の意向に沿った支援ができるよう心がけていきたいです。

こんな魅力あふれる職場で、ぜひ一緒に働きましょう。

【大茂拓矢】



福祉の仕事は、手を差しのべることがいいのか、自分でできることはご自身でやってもらうのがいいのか判断に迷うことが多くあります。利用者本位の支援を考えながら、その利用者様にとって何が必要なのか悩むこともあります。そんな時、気軽に話せる先輩や上司がそばにいて相談でき、少しずつ専門的な支援ができるようになってきました。一人前とはまだまだ言えませんが、楽しく仕事をさせていただいています。

利用者様が自分でできることが増えたり、復職や家庭復帰されたりして笑顔で退所される姿を見ることがやりがいになります。

【服部彩加】

法人概要

名 称：社会福祉法人 三重県厚生事業団
 理事長：高野吉雄
 役 員：理事 6 名／監事 2 名(定数)
 評議員：7 名(定数)
 設 立：昭和 48 年 6 月 22 日
 所在地：三重県津市一身田大古曾 670 番地 2
 事業所：事業所拠点 16 拠点
 職員数：222 名(令和 8 年 1 月 1 日)

事業内容

(1) 第一種社会福祉事業

- ・障害児入所施設
- ・障害者支援施設

(2) 第二種社会福祉事業

- ・障害福祉サービス事業
- ・特定相談支援事業
- ・障害児相談支援事業
- ・身体障害者福祉センター

(3) 公益事業

- ・居宅介護支援事業
- ・三重県いなば園診療所
- ・三重県身体障害者総合福祉センター診療所
- ・日中一時支援事業
- ・障がい者スポーツ推進事業
- ・高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業

(4) 収益事業

- ・運動施設貸出事業